

『生かそうよ あなたの一票 福井のために』

福井県知事選挙 福井県議会議員選挙



明るい選挙キャラクター
福井県版「めいすいサウルス」

みんなで投票
大切な一票

投票することは重要な権利であり、市民の義務です。一人ひとりが自覚と良識をもって、1票を投じましょう。

投票日 **4月12日(日)**
投票時間 **午前7時～午後8時**

第8投票区 大矢谷公民館
第11投票区 北谷公民館
第12投票区 谷集会場 } は午後6時まで

勝山市選挙管理委員会事務局 (☎88-1116)

勝山市で投票できる方

- ◆平成7年4月13日以前に生まれた方（投票日当日に満年齢20歳に達している方）
- ◆平成27年1月2日以前に勝山市に住民登録し、引き続き勝山市に居住している方
- ◆公職選挙法の改正により、成年被後見人の方の投票ができるようになりました
- ◆平成27年1月3日以降に県内の他市町村から勝山市に住所を移転された方は、勝山市役所で発行する「同一県内住居証明書」をもって旧住所地で投票できます
- ◆県外へ転出する方は、転出した日をもって投票できなくなります（転出日によっては、入場券が郵送される場合がありますので、ご了承ください）

次の順に投票します。
福井県知事選挙
（白色の投票用紙）
候補者個人名を記載して投票します。
福井県議会議員選挙
（つまり黄色の投票用紙）
候補者個人名を記載して投票します。

市内で住所を変更された方の投票場所

平成27年3月17日から投票日までの間に、勝山市内で転居届を出された方は、入場券に記載されている元の住所地の投票所で投票してください。

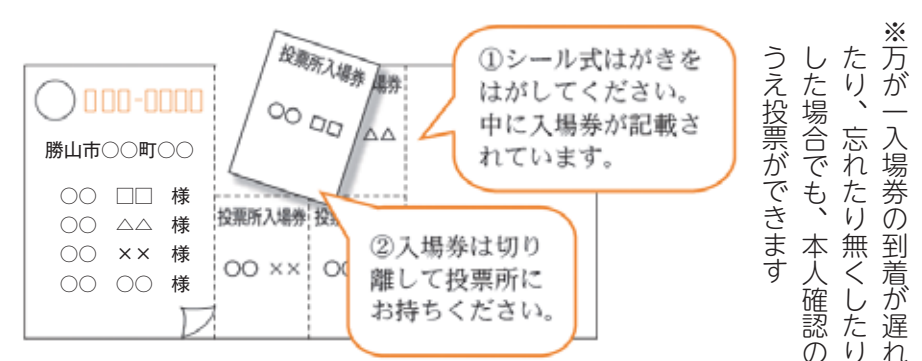
投票所入場券が届きます

ハガキに各世帯の有権者4人まで記載された入場券が郵便で届きます。（有権者が5人以上の世帯には、2通以上のハガキが届きます）

投票の際には、必ず入場券を持参してください。
※入場券は3月27日から郵送を開始しますが、市内全域にわたるため、到着までに2～3日かかる場合があります

投票日にはサイレンが鳴ります
投票日当日は、投票開始の午前7時と、投票所閉鎖1時間前の午後7時に、市公民館などでサイレンを鳴らします。

勝山市民会館で即日開票
開票の参観をご希望の方は、当日の午後8時30分から市民会館玄関前で受け付けます。
開票開始時間▶午後9時～
開票場所▶勝山市民会館
参観者▶200人まで



※万が一入場券の到着が遅れたり、忘れたり無くしたりした場合でも、本人確認のうえ投票ができます

期日前投票について

投票当日、仕事や旅行などで都合の悪い方は、期日前投票制度をご利用できます。その場合は、選挙期日に投票できない理由を選択する「宣誓書」をご記入いただきます。

宣誓書は事前に記入の上お越しいただくこともできます。市ホームページからのダウンロードもしくは各公民館に備え付けの宣誓書用紙をご利用ください。

◆期日前投票ができる期間

- 県知事選挙
期間▶3月27日(金)～4月11日(出)
- 県議会議員選挙
期間▶4月4日(出)～4月11日(出)

投票時間

午前8時30分～午後8時
投票場所▶市役所1階期日前投票所

※4月3日までは県議会議員選挙の期日前投票はできません

不在者投票について

お仕事や学校などで他の市町村に滞在している方は、

滞在先の選挙管理委員会、不在者投票ができます。

- 投票の手順
- ①勝山市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求
- ②投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書が本人へ郵送されます
- ③郵送された書類を持って滞在先の選挙管理委員会へ、不在者投票を行います

からだの不自由な方へ

1 郵便等による不在者投票ができます

身体に重度の障がいのある方は「郵便等による不在者投票」の制度があります。身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の交付を受けている方で、障がいの程度が下表に該当する方が申請できます。

郵便等投票証明書の交付申請郵便などによる不在者投票を行うためには、「郵便投票証明書」(7年間有効。要介護5の方は被保険者証の有効期限)を勝山市選挙管理委員会から交付を受けることが必要です。

障がいの部位	両下肢・体幹・移動機能	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	免疫・肝臓	
手帳など	身体障害者手帳	1級・2級	1級・3級	1級から3級まで
	戦傷病者手帳	特別項症から第2項症まで(両下肢・体幹)	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで(肝臓)
	介護保険の被保険者証	介護保険法の被保険者証の要介護状態区分が要介護5		

2 代理投票について

投票所で、からだの不自由などの理由により、自分で候補者名などを書くことができない方は、代理投票ができます。受付で「代理投票を」と伝えてください。補助者が本人の立ち会いのうえ、代理投票します。

3 点字投票について

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。点字器および点字の候補者などの名簿も投票所に備えてつてあります。

みなさんの投票場所はここらです

投票区名	施設の名称	投票区の区域
第1投票区	勝山市役所	元町1丁目、本町1丁目～4丁目、栄町1丁目～5丁目、沢町1丁目
第2投票区	北保育園	沢町2丁目、芳野町1丁目～2丁目、長山町1丁目～2丁目
第3投票区	成器西小学校	昭和町1丁目～3丁目、旭町1丁目
第4投票区	成器南幼稚園	元町2丁目～3丁目、立川町1丁目～2丁目
第5投票区	旭町二丁目区民会館	旭町2丁目～3丁目、旭毛屋町
第6投票区	猪野瀬公民館	片瀬、片瀬町1丁目～2丁目、猪野口、若猪野、高島、毛屋町、毛屋、西高島、猪野、平泉寺町岡横江
第7投票区	平泉寺公民館	平泉寺、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、神野、経塚
第8投票区	大矢谷公民館	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野、池ヶ原
第9投票区	勝山市福祉健康センター「すこやか」	郡町1丁目～3丁目、郡、滝波町1丁目～5丁目、滝波、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、上芳野
第10投票区	栃神谷公民館	栃神谷、暮見、野向町薬師神谷
第11投票区	北谷公民館	中尾、北六呂師、河合、木根橋、小原、杉山
第12投票区	谷集会場	谷
第13投票区	野向公民館	竜谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉
第14投票区	荒土公民館	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎
第15投票区	荒土小学校細野分校	境、戸倉、西ヶ原、新道
第16投票区	北郷公民館	西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、岩屋
第17投票区	伊知地公民館	伊知地、坂東島、上野
第18投票区	鹿谷公民館	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、保田出村
第19投票区	遅羽公民館	下荒井、嶗崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島